太田市民会館・新田文化会館・藪塚本町文化ホールでは、公演チケットの預かり販売を行っております。  
販売を希望される公演主催者の方は、下記の受託条件をご確認いただき、必要書類をご用意の上、販売　　開始日の５日前までに各施設の窓口にて直接ご申請ください。

**預かりチケット販売を希望される方へ：受託条件確認書**

※対象となる公演は**「①市内及び近隣地域で開催される ②芸術文化分野の公演、且つ ③委託者＝主催者（団体の場合は代表責任者）の所在が明確であるもの」**に限ります。

※申請（新規・変更）・納品・精算にあたっては、日程の調整が必要となりますので、必ずお電話にて事前にご連絡ください。

□　**(1)取り扱い**：お預かりしたチケットは、当館の開館時間内にインフォメーション窓口にて販売します。  
電話予約や取り置きは行いません。

□　**(2)広　 　報**：チラシ・チケット・その他広報物に当館の情報を掲載する際は、事前にご連絡ください。なお、広報活動へのご協力としてチラシ・ポスターの館内掲示を行いますが、その他特別なご対応は出来かねますのでご了承ください。

□　**(3)払い戻し**：当館の窓口では、販売チケットの払い戻しや座席変更などの例外対応は行いません。公演が中止となった場合なども、主催窓口においてご対応ください。

□　**(4)販売期間**：販売期間は最長で公演日の前日までとします。  
申請先のホールで開催される公演であっても、当日券の販売は行いません。

□　**(5)主催窓口**：当館はプレイガイド窓口としての販売となります。  
主たる販売及び問い合わせ窓口をチケットやチラシに明記し周知してください。

□　**(6)手 数 料**：販売期間終了後に、販売手数料としてチケット売上額の10％をいただきます。  
原則、現金でのご精算となります。振込対応をご希望の方はお申し出ください。

上記の受託条件について確認しました。

**主催団体名 及び 担当者氏名（自署）**

**【参考：申請～精算までの流れ】**

申　請 公演に関わる宣伝広報を開始する前に、**「チケット預かり販売申請書（オモテ面）」、「受託条件確認書（ウラ面）」及び「（指定席の場合）販売座席図」**をご提出ください。

販　売 販売を開始したい日から５日前までに、チケット・チラシ（必要に応じてチケット封筒及び　同封書類）を納品していただきます。

変　更 チケットの追加配券・一部引き上げを希望する場合、また申請内容に一部変更が生じた　場合は、「変更申請書」をご提出ください。

精　算 販売終了後３０日以内に現金での精算を行います。**申請書（控）、ご印鑑、精算額が５万円以上となる場合は、収入印紙200円**をご持参ください。

\*振込精算の場合は、販売結果をもとに請求書をご提出いただきます。詳細は販売終了時にご案内します。